

川子総発第 6 7 号
令和 3 年 2 月 1 9 日

保育所
小規模保育事業所 代表者 様
事業所内保育事業所

川口市子ども部子ども総務課長

保育所等における保育士の配置に関する特例の実施について（通知）

日頃より、本市の児童福祉行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
す。

このたび、「川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正し、令和 3 年 4 月 1 日より当分の間、国の基準省令に準じた保育士の配置に関する特例を実施することとなりましたので通知します。

特例の概要及び本市における運用は、別添のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、事業者向けの説明会の開催は予定しておりません。つきましては、不明な点等がございましたら、別紙「質問票」によりメールでご提出下さい。後日、全事業者あてに書面で回答いたします。

【対象施設】

保育所、小規模保育事業所 A 型、事業所内保育事業所（保育所型、小規模保育事業 A 型の基準が適用される事業所）

【質問票の送付先】

083.04000@city.kawaguchi.saitama.jp（川口市子ども総務課アドレス）

【注意事項】

令和 3 年 3 月 31 日までの間は、従来の基準により保育士を配置する必要がありますのでご注意ください。

問い合わせ先

子ども部子ども総務課政策係
電話：048-271-9457